

◇沼津市自転車ネットワーク計画 [概要版]

目的

自転車は、買い物や通勤、通学等、日常生活における身近な交通手段やサイクリング等のレジャーの手段等として、多くの方に利用されており、身近で有用な移動手段として重要な役割を担っています。一方で、本市においては、市街地を中心に自転車を当事者とした交通事故が多く発生しています。また、郊外では、伊豆市でのオリンピック自転車競技の開催決定を契機に、海岸線の道路を利用するサイクリストも増えていることから、安全性の向上を第一に、道路や交通状況に応じた自転車通行空間の整備が必要となっています。

このため、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（平成28年7月 国土交通省道路局・警察庁交通局）」に基づき、自転車は「車両」であり、車道を通行することが大原則という観点で、安全で快適な自転車利用環境の整備を推進するための「沼津市自転車ネットワーク計画」を策定します。

基本方針

基本方針1 だれもが安全・安心、快適に自転車を利用できる環境の創出

【路線選定基準】

- ①自転車事故危険箇所（県警データ）
- ②高校から指摘があった危険箇所
- ③高校へアクセスする路線

基本方針2 日常生活における自転車の利用促進

【路線選定基準】

- ①日常主要施設（行政施設・商業施設、病院）へアクセスする路線
- ②沼津駅から3km圏域の駅アクセス路線

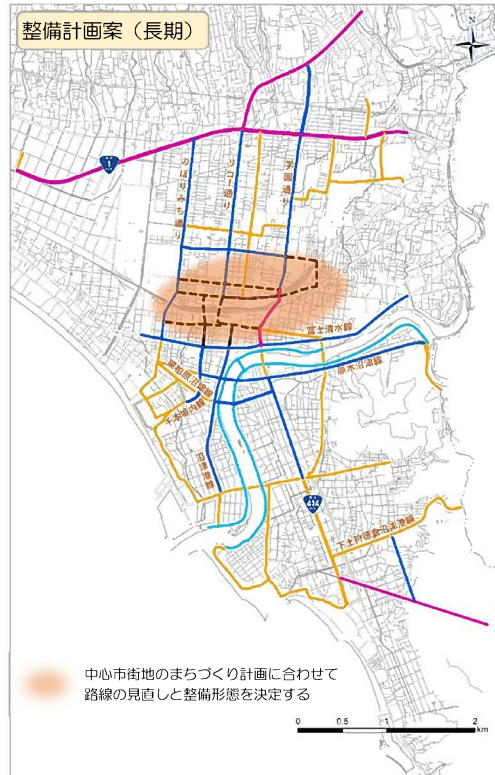
基本方針3 観光・地域資源を活用した自転車の利用促進

【路線選定基準】

- ①観光施設へアクセスする路線
- ②サイクリングマップの路線（港周辺、狩野川、ぐるっと”ぬまいち”）

ネットワーク計画路線【市街地】

基本方針、現況での課題及び今後の道路計画を踏まえて選定したネットワーク計画路線について、「長期」の整備計画を策定するが、幅員や交通量などの道路事情からすぐに完成形態での整備が困難な路線は、「短期」の計画に従い暫定形態での整備を行う。



※ 長期：自転車通行環境整備の完成した状態（完成形態） 短期：自転車通行環境整備を暫定的に実施した状態（暫定形態、概ね5年後）
 ※ 本計画は、評価指標のモニタリングや整備状況を踏まえて、必要に応じて路線及び整備形態の見直しを行う
 ※ 整備の実施にあたっては、各道路管理者が関係機関と協議し、詳細事項の決定をする

ネットワークエリア

「市街地エリア」
沼津駅から概ね3km圏域

「郊外エリア」
市街地以南の市域



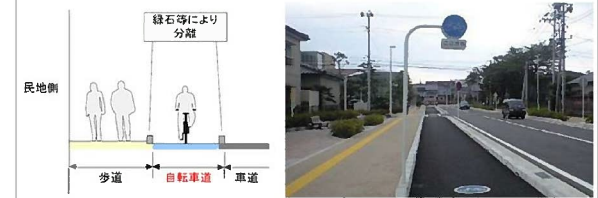
※ 片浜駅周辺地区、原駅周辺地区等では、今後、段階的に検討する

整備形態

各路線の規制速度、自動車交通量、現況道路の幅員などから下記の整備形態に分類する。

【自転車道】

- 概要 自動車と構造的分離
緑石線または柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分



【自転車専用通行帯】

- 概要 車道上の整備。自動車と視覚的分離
普通自転車の通行を指定された車両通行帯



【車道混在】

- 概要 車道上の整備。自動車と混在
車道部の左端部において、交通規制を行わないで自動車と混在する走行空間

